

○奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例

平成25年9月27日条例第58号

改正

平成27年10月6日条例第40号

平成28年9月30日条例第36号

平成29年12月26日条例第41号

平成30年10月1日条例第52号

令和元年7月1日条例第3号

令和2年12月18日条例第51号

令和3年12月28日条例第44号

奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例
地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第1項第4号に掲げる個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該寄附金の支出の期間を別表のとおり定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年10月6日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年9月30日条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年12月26日条例第41号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年10月1日条例第52号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例別表の規定は、平成30年10月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 平成30年9月30日までにこの条例による改正前の奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を

受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（以下「旧条例」という。）別表特定非営利活動法人アゴラ音楽クラブの項から特定非営利活動法人宙(おおぞら)塾(じゅく)の項までに掲げる法人に対して支出された寄附金について奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第24条の2第1項第2号の規定を適用する場合にあっては、旧条例別表の規定は、なおその効力を有する。

附 則（令和元年7月1日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年12月18日条例第51号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、令和2年10月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 令和2年9月30日までにこの条例による改正前の奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（以下「旧条例」という。）別表特定非営利活動法人奈良NPOセンターの項、特定非営利活動法人国際交流ならふれあいの会の項及び特定非営利活動法人奈良クラブの項に掲げる法人に対して支出された寄附金について奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第24条の2第1項第2号の規定を適用する場合にあっては、旧条例別表の規定は、なおその効力を有する。
- 3 令和2年10月1日からこの条例の施行の日までの間に旧条例別表特定非営利活動法人近畿介助犬協会の項に掲げる法人に対して支出された寄附金について奈良市税条例第24条の2第1項第2号の規定を適用する場合にあっては、当該寄附金は、新条例別表の規定に基づき支出されたものとみなす。

附 則（令和3年12月28日条例第44号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和3年9月30日までにこの条例による改正前の奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（以下「旧条例」という。）別表特定非営利活動法人チョウタリィの会の項に掲げる法人に対して支出された寄附金について奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第24条の2第1項第2号の規定を適用する場合にあっては、旧条例別表

の規定は、なおその効力を有する。

別表

名称	主たる事務所の所在地	控除対象となる寄附金の支出の期間
特定非営利活動法人奈良芸能文化協会	奈良市西大寺東町二丁目4番1号	平成30年10月1日から令和5年9月30日まで
特定非営利活動法人近畿介助犬協会	奈良市小倉町1,000番地	令和2年10月1日から令和7年9月30日まで